

○ 一般財団法人広島県職員互助会 情報公開規程

制定 平成25年3月21日

施行 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人広島県職員互助会定款（以下「定款」という。）第56条第2項の規定に基づき、一般財団法人広島県職員互助会（以下「互助会」という。）が行う情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の責務)

第2条 互助会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人及び関係事業者に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規程にする資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(管理)

第4条 この規程の適切かつ円滑な運用に資するため、文書は適正に管理するものとする。  
2 互助会の情報公開に関する事務は、互助会の事務局が総括管理する。

(情報公開の対象となる資料等)

第5条 情報公開の対象とする帳簿及び書類（以下「公開対象資料」という。）は、別表に掲げるものとする。  
2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、正当な理由がなく閲覧の請求を拒むことはできない。  
3 公開対象資料について、互助会の評議員及び役員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。  
4 公開対象資料は、閲覧場所に常時備え置くものとする。  
5 公開対象資料以外の帳簿及び書類は、法令の規定により閲覧請求ができるものを除き、互助会に対し、閲覧を求めることはできない。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、互助会の事務所内とする。

2 公開対象資料を閲覧することができる日は、互助会の休日以外の日とし、その時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除く。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、やむを得ない理由があると認めるときは、公開対象資料を閲覧することができる日時を変更することができる。この場合において、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の申請手続)

第7条 公開対象資料を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、別記様式第1号による閲覧申請書に必要事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2 前項の閲覧申請書を受理したときは、理事長は、別記様式第2号による閲覧受付簿に必要事項を記載しなければならない。

(公開対象資料の持出禁止)

第8条 閲覧者は、公開対象資料を所定の閲覧場所で閲覧するものとし、これを閲覧場所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 理事長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない場合
- (2) 公開対象資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

(費用負担)

第10条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、公開対象資料の写しの交付等を受ける場合は、閲覧者は、次に定める費用を負担しなければならない。

- (1) 複写機により単色刷りとした用紙(A3版まで) 1枚につき 10円
- (2) CD-R 1枚につき 100円
- (3) 前2号以外のものによる写し 当該写しの交付に要した費用(写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等)の実費相当額
- (4) 郵送に要する実費相当額

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施規定)

第12条 この規定に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。

別表（第5条関係）

公開対象資料の名称	備置きの取扱い
1 定款	可能な限り最新のもの
2 評議員，理事及び監事の名簿	可能な限り最新のもの
3 許可，認可等及び登記に関する書類	可能な限り最新のもの
4 評議員会及び理事会の議事に関する書類	直近の評議員会又は理事会以前の10年間における評議員会又は理事会の議事に係るもの
5 評議員及び役員の報酬及び費用に関する規程	可能な限り最新のもの
6 事業計画書及び収支予算書	当該事業年度以前の5会計年度に係るもの（当該事業年度分の備置きは，当該事業年度開始後3か月以内に行う。）
7 事業報告，事業報告の附属明細書，貸借対照表，正味財産増減計算書並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書	当該事業年度前の5会計年度に係るもの（直前の事業年度分の備置きは，当該事業年度終了後3か月以内に行う。）
8 財産目録	
9 監査報告	
10 公益目的支出計画実施報告書	
11 会計帳簿及びこれに関する資料	

受付番号		受付年月日	
------	--	-------	--

閲覧（謄写）申請書

一般財団法人広島県職員互助会理事長 様

申請年月日：平成 年 月 日

〒

住 所 :

氏 名 :

印

連絡先 :

次の情報公開資料を閲覧（・謄写）させてください。

申請者は、 <input type="checkbox"/> 互助会の評議員又は役員 <input type="checkbox"/> 互助会の会員 <input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
閲覧（謄写）の目的	
閲覧対象資料（該当するものの資料番号を○で囲んで下さい。） 1 定款 2 評議員、理事及び監事の名簿 ※謄写不可 3 評議員及び役員の報酬及び費用に関する規程 ※謄写不可 4 事業計画書及び収支予算書（平成 年度） ※謄写不可 5 事業報告書・附属明細書（平成 年度） 6 貸借対照表・正味財産増減計算書・附属明細書（平成 年度） 7 財産目録（平成 年度） 8 監査報告（平成 年度決算） 9 公益目的支出計画実施報告書（平成 年度） 10 許可、認可等及び登記に関する書類（平成 年度） ※謄写不可 11 評議員会議事録（平成 年度） 12 理事会議事録（平成 年度） 13 会計帳簿（帳簿の種類、年度等： ）	
以下は、謄写による写しの交付を求める場合のみ記入してください。	
交付部数	資料番号
	部数（用紙等の規格） 枚（A・B）／CD-R／その他（ ）
	枚（A・B）／CD-R／その他（ ）
交付方法 （郵送により申請する場合に記入）	<input type="checkbox"/> 郵送（郵送実費を負担していただきます）
	<input type="checkbox"/> 窓口受領（来所予定日時：平成 年 月 日午前・午後 時）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

